



平成23年2月10日

外国人留学生に係る研究生等の受入れ選考方法の改善について

外国人研究生等の受入れ選考方法について、人物・学力等をより厳選できるよう改善するため、ガイドラインを策定しました。

* 研究生等：研究生、特別聴講学生、科目等履修生、特別研究学生

昨年、外国人の元本学研究生が、入学前の事件も含めて逮捕・起訴されました。再発防止に向けた対策のひとつとして、外国人留学生に係る研究生等の受入れ選考方法を見直すこととし、ガイドラインを策定しました。学部ごとに制定されている出願要項につきまして、新年度に向け本ガイドラインに沿って見直すこととしております。

1. ガイドライン策定の目的

各学部における人物・学力ともに優秀な外国人留学生の受入れに資することを目的とする。

2. ガイドライン

(1) 選考書類について

原則として以下の書類を必要書類とする。

「履歴書」

「健康診断書」

「外国人登録証明書」

「ビザの写し」

「志望理由書」

「研究計画書」「小論文」等

直近の大学等の「修了証明書」「成績証明書」

学費等の支弁能力を立証する書類

発表論文、学会活動の記録

法令遵守等に関する「宣誓書」

出身大学の学部長および指導教員等からの「推薦状」

出身大学に関する情報（学部はインターナショナルオフィスと連携して、正確な情報収集に努める。）

その他学部長等が必要と認める書類

(注) ; 新たな必要書類。

(2) 選考方法について

これまで指導予定教員が単独で行っていた面接・評価を複数の教員により行う。

また、海外からの応募により直接面接ができない場合は、インターネット等による面接・評価を行う。

各学部において、再発防止に向けた独自の選考方法に関する改善策を作成する。

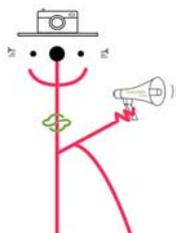
(例：出願者と同じ国籍の教員がいる場合はその教員が選考に参加する。日本語能力の基準を独自に設定する。など)

(3) 在学中の指導・相談体制について

留学生センターで実施している新入留学生ガイダンス(4月、10月開催)において、平成23年度から、社会規範の尊重と日本の法令遵守、薬物の乱用防止等についての注意喚起を徹底する。

留学生センターにおける留学生からの相談体制を充実するとともに、各学部等においては、指導教員等による生活上の相談体制を整備する。

以上



➤ 問い合わせ先

香川大学 国際グループ

リーダー 長岡 篤

TEL : 087-832-1177 FAX : 087-832-1192

E-mail : soryukt@jim.ao.kagawa-u.ac.jp